

令和4年 網走市議会
 総務経済委員会 会議録
 令和3年3月4日（金曜日）

○日時 令和4年3月4日 午前10時14分開会

（3.12.9 継続審査）

○場所 議場

17. 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書提出についての要請

○議件

1. 議案第12号 令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第14号 令和3年度網走市網走港整備特別会計補正予算
3. 議案第16号 令和3年度網走市水道事業会計補正予算
4. 議案第17号 令和3年度網走市簡易水道事業会計補正予算
5. 議案第18号 令和3年度網走市下水道事業会計補正予算
6. 議案第19号 押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
7. 議案第20号 網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
8. 議案第22号 網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について
9. 議案第23号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定について
10. 議案第24号 斜里町、清里町、小清水町、大空町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
11. 議案第25号 大空町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について
12. 議案第26号 土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について
13. 議案第27号 令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分
14. 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について
15. コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書提出についての要請
 （3.12.9 継続審査）
16. ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書提出についての要請

（3.12.9 継続審査）

○出席委員（8名）

委員 長	小田部 照
副委員 長	山田 庫司郎
委 員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員（0名）

○議 長 井戸 達也

○傍聴議員（4名）

石垣 直樹
金兵 智則
澤谷 淳子
松浦 敏司

○説明者

副市 長	後藤 利博
企画総務部長	秋葉 孝博
農林水産部長	川合 正人
観光商工部長	伊倉 直樹
建設港湾部長	吉田 憲弘
水道部長	柏木 弦
企画調整課長	佐々木 司
総務防災課長	田邊 雄三
職員課長	寺口 貴広
財政課長	古田 孝仁
農林課長	佐藤 岳郎
農林課参事	中塚 威史
水産漁港課長	渡部 貴聰
観光課長	高井 秀利
商工労働課長	北村 幸彦
観光商工部参事	高橋 勉

観光商工部参事	高橋優紀
建築課長	小原功
港湾課長	梅津義則
建設港湾部参事	細川英司
営業経営課長	佐々木修司
上水道課長	木村篤史
下水道課長	中村昭彦
水道部参事	阿部昌和
選挙管理委員会事務局長	大嶋尚士

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係	早渕由樹

午前10時14分開会

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案13件、要請4件について審査いたします。

本日の進行についてですが、まず、企画総務部、議会、選挙管理委員会関係分について、順次審査後、理事者入替えをいたします。

その後、観光商工部、農林水産部関係分について審査した後、理事者入替えを行います。

続いて、建設港湾部、水道部関係分について審査いたします。

最後の理事者入替えの後、要請について審査いたします。

それでは、議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、企画総務部関係分、利子割交付金、減収補填債について一括して説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは議案資料の資料3号の10ページを御覧願います。

令和3年度一般会計の減収補填債の発行に伴います補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、利子割交付金の減収が見込まれますことから、減収補填債を発行しようとするものでございます。

2の補正額でございますが、歳入予算のみの補正となりまして、利子割交付金を287万9,000円減額し、その同額を減収補填債として、発行しようとするものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、議員報酬及び期末手当等の説明を求めます。

○石井公晶議会事務局次長 それでは議案資料11ページを御覧願います。

令和3年度一般会計議会費、議員報酬及び期末手当等の補正予算につきまして御説明いたします。

初めに、1の補正の理由及び内容であります、議員1名が辞職したことに伴い、議員報酬246万8,000円、期末手当93万円の合わせて339万8,000円を減額するものであります。

次に、2の補正額、歳出予算であります、減額する予算科目、補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額は、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、基金積立金、財政調整基金積立金外5事業の説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 資料3号の12ページを御覧願います。

令和3年度一般会計財政調整基金費の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和3年度に受領いたしました、各種寄附金及び臨時財政対策債の今年度の公債費償還財源として追加されました普通交付税、並びに新型コロナウイルス感染症の影響により、取りやめた事業などの減額補正により生じた一般財源をそれぞれ表のとおり基金へ積み立てしようとするものでございます。

2の補正額でございますが、(1)歳出予算は基金積立金の合計で、2億4,116万8,000円を追加し、2億8,163万9,000円にしようとするものでございます。

財源は、寄附金が1,889万3,000円、残りが追加交付されました普通交付税と減額補正により生じた一般財源の2億2,227万5,000円でございます。

13ページを御覧願います。

(2)歳入予算ですが、全て寄附金で1,889万3,000円となっており、その内容は記載のとおりで

ございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、消防組合負担金について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは24ページを御覧願います。

令和3年度一般会計の消防費、消防組合負担金の補正予算について御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、網走地区消防組合の予算中、当市分の負担金の補正等があります。

網走地区消防組合におけます歳出予算の中で、人件費が、職員の退職手当などで1,363万6,000円の追加となるものでございます。

続きまして歳入予算でございますが、市の新型コロナウイルスワクチン接種会場での救急配備業務に対します負担金などによりまして、425万8,000円の追加となります。

歳入歳出の要因を合わせました負担金の補正額といたしましては、937万8,000円の追加となるものでございます。

2の補正額でございますが、補正額は一般財源、937万8,000円を追加し、補正後の額を7億5,100万円とするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 資料の2ページにお戻りいただきたいと思えます。

令和3年度一般会計債務負担行為の補正予算について御説明申し上げます。

3の債務負担行為の補正のうち、一般会計、一番上の項目になりますが、庁舎及び公共施設等の管理委託等契約についてであります。

こちらは清掃や警備などにおきまして、令和4年度、当初より履行が必要となるため、令和3年度中から契約事務を取り進める必要がございますので、債務負担行為を設定しようとするものでございま

す。

期間は令和4年度の1年間で、限度額を1億1,280万9,000円にしようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、投票システム更新委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 議案の第3票、債務負担行為の補正の最下段、及び議案資料3号の2ページのほうを御覧いただきたいと思います。

まず補正の理由でございますけれども、令和4年4月1日から履行開始が予定されております項目につきまして、令和3年度中に契約が必要となるため、債務負担行為を追加補正するものでございます。

債務負担行為の内容といたしましては、投票システム更新委託契約、期間は令和4年度の1年間、限度額は641万円となっております。

臨時投票所開設を進めるに当たりまして、本庁舎と臨時投票所間を公衆モバイルVPN網でリンクさせるため、サーバー機、パソコン、通信機器、それから期日前投票システム設定作業費、システム構築などに係る業務委託費ということになっております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 議会でもたびたび投票の権利の確保については、議題というか議論が上がってきたところですけれども、今回この方式を選択した理由というのはどんなものなのでしょうか。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 一般質問等でも議員の方からですね、お話があったことが基になっております。

選挙人の方ですね、利便性の向上という観点からですね、今回、期日前投票所の臨時投票所というふうな形で開設を考えているものでございます。

○平賀貴幸委員 どこにどのような形で開設する見込みなのですか。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 現時点でまだ決定事項ではございませんけれども、昨年の12月の

議会のときにもですね、一般質問等でお答えしたことになりますけれども、エコーセンター等を想定しております。

○平賀貴幸委員 あくまでも期日前の投票所になるということで、そこに行けない方に対する対策というのは何か別途考えているのですか。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 現時点ではですね、期日前投票所ということでの新たな開設というふうなことでして、今おっしゃられているのは、移動式の投票所の件かと思えますけれども、そちらについては今回はまだ考えておりません。

○平賀貴幸委員 移動式の投票所ではなくて期日前投票所を、先んじて整備をする、対応するというふうにした、政策優先度をそっちに定めた理由というのは何なのでしょう。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 先ほども言いましたけれども、選挙人の利便性の向上というふうなことで、従前ですね、その女性センターがありまして、その町なかにあったところですね、施設の閉鎖というふうなことで、第一投票区ということで市役所と統合になっております。その方たちですね、御要望ということで、議員の方からいろいろお話がありましたけれども、中間施設等ですね、期日前投票等を行うことができないでしょうかというふうな御質問等もございましたので、まず先んじてですね、その期日前投票所ということで、新たにですね、一定期間開設をしたいというふうにございます。

○平賀貴幸委員 対応として十分だとは思いませんけれども、今の状況よりは少し改善される部分は確かにあるかなと思います。

それで、条例改正等は必要なかったのですか。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の設置というふうなことで、条例改正等ではなくてですね、あくまでも、選挙管理委員会の議決事項ということで、投票所とその期間、それから時間ですね、決定することで問題ございません。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○山田庫司郎委員 ちょっと整理したいのですが、新年度予算で801万円計上されていますね。これは予算特別委員会の中身について議論になるのですが、今回は繰越明許ということで、六百何十万の話が出ているのですが……ごめんなさい、債務負担行為ですね。ですから、801万円とこの600万円という

のはこれ、上限額ですから、新年度予算の801万円の中の内金という考え方でいいのですね。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 そのとおりです。

○山田庫司郎委員 契約はもしかしたら、年度内ということもあり得るのかもしれませんが、新年度予算に関わることで、今、やり取りありますけれども、予算特別委員会の中で中身についてはしっかり議論していくことになるのですが、先に契約を急ぐというようなことは、予算特別委員会の新年度予算くぐってから、早くても契約ということになるということ確認させてもらいたいのですが。

○大嶋尚士選挙管理委員会事務局長 あくまでも新年度予算というふうな形で計上しているもので、委員おっしゃるとおりですね、予算等審査特別委員会ですね、をくぐってから、契約行為等を行う予定でおります。

○山田庫司郎委員 了解しました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分、企画総務部、議会、選挙管理委員会関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、議案第19号押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について説明を求めます。

○田邊雄三総務防災課長 議案資料54ページ、資料7号を御覧願います。

議案第19号押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について御説明申し上げます。

改正の趣旨ですが、行政手続の簡素化及び市民の利便性向上と事務の効率化を図り、行政のデジタル化の動向を踏まえた書面への押印を見直すことに関し、条例で定めている規定の改正を行うため、当該条例によりに所要の改正を行うものです。

改正の内容ですが、第1条の条例改正では、網走市職員の任免及び服務に関する条例の一部改正として、宣誓書様式への押印の廃止と、様式の整理を行う改正を行い、第2条の条例改正では、網走市固定資産評価審査委員会条例の一部改正として、本則に規定されている申出書などの書面への押印を廃止する改正を行うものです。

施行期日については、令和4年4月1日から施行しようとするものです。

説明は以上となります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第19号押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、議案第20号網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○寺口貴広職員課長 議案資料57ページ、資料8号を御覧願います。

議案第20号網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、職員の妊娠、出産、育児と仕事の両立のため、国家公務員の取扱いに準じて、育児休業の取得要件の緩和などを行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、非常勤職員の育児休業、育児部分休業の取得要件のうち、これまで引き続き一年以上在職していることが要件とされていましたが、これを廃止します。

2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するもので、具体的には本人または配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のほか、研修や相談体制の整備を行うものとなっております。

施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第20号網走市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、議案第22号網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○佐々木司企画調整課長 議案資料の62ページ、資料10号を御覧願います。

議案第22号網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定について説明を申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、市政の喫緊の課題に対応するため、ふるさと寄附金の用途を追加し、寄附を募るために所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容でございますが、寄附金の用途に農水産業の振興、地域社会のデジタル化の推進、グリーン社会の実現の3事業を追加しようとするものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○栗田政男委員 何点かちょっとお聞きしたいのですが、まずは、このふるさと寄附、もともとこういうふうに使途を限定しているということは、それなりに意味があつて創設されたのではないかなと思うのですが、そもそも、その寄附者がいろいろ決めるわけですね。

こういう目的で使ってほしいという部分が多分にあると思うのですが、なぜこのように改正していくのか、根拠が全然わからないので、まずはその辺について、当初どういう目的で用途を限定したのか、そして、今回の改正がどういう意味を持っているかについてお伺いしたいと思います。

○佐々木司企画調整課長 今回、用途を追加しようとする3件でございますが、一つ、農水産業の振興のための事業につきましては、当市の農水産物がふるさと寄附の主力の返礼品であるということ。

したがいまして、この分野の産業振興について、より体制の強化を図ってまいりたいというところが理由でございます。

それから2つ目、地域社会のデジタル化推進でございますが、これにつきましては、成長戦略の一つとして、デジタル田園都市国家構想などによる地方活性化を国が掲げております。

今後、DX計画でも定めましたが、生活の

あらゆる場面で、デジタル技術の活用というのは、加速していくと認識をしております、この流れに遅れることなく、様々な必要な対策を講じてまいりたいということが理由でございます。

3つ目のグリーン社会実現のための事業でございますが、こちら、2050年のカーボンニュートラル宣言、それに伴います2030年の温室効果ガス46%削減というところが、国においても宣言をしたところでございまして、気候変動問題というこの大きな人類共通の社会課題に、地方からも向き合っていく必要があると考えているところでございまして、例えば植林ですとかといったような温室効果ガス排出抑制、これに向けた取組、また地域における脱炭素化の取組を速やかに進めていかなければならないと思うところでございまして、様々な事業に関するものとして、今回、使途を追加するものでございます。

○栗田政男委員 そういうふうに広げていきたいということは理解をしますが、そうするとね、ふるさと寄附は何でもオーケーに近いような改正に僕は見えてくるのだけれども、ふるさと寄附の性質上、やはりある程度その寄附される方の意思を尊重するという原則が僕はあると思うので、このように農水、グリーン社会、カーボンニュートラル、その他いろいろそれは理解をしますが、その資金繰りのために、寄附を活用するというのは、拡大解釈になっていかないのかなというふうに、何でもありで、このふるさと寄附は自由に全て使えと、もちろんそういう目的で寄附者が自由に使ってほしいということで、一般財源的に網走市に寄附をしていただければそれに越したことはないですし、本来、ひもつきの基金というのは、僕はあまりよくないと思っているのだけれども、何かちょっとずつずれていって、何か違うことにいろいろ活用したい、それはわかるのだけれども、それに、ふるさと寄附という特別な制度ですよね、国がつくってくれた。これを拡大解釈でどんどんやっていくのなら、逆に全廃しちゃって、取っ払っちゃって自由に使いますよ、一般財源ですよということにしたほうがいいのかという気もしないではないし、その辺の説明はまだ不足しているのではないかというふうに思うのだけれども、原課の考え方というのはどんなふうに思っていますか。

○佐々木司企画調整課長 使途を設けずに、その他市長が認めるものというような項目が、最後にございまして、とにかく、網走市を応援したいという純

粋な気持ちでの寄附が、一定程度あることは確かでございます。その他網走市が行うこういった取組について、賛同するので寄附をしたいという、寄附者の方もいらっしゃるのとは確かでございます、我々が、今回、使途を追加しておりますのは、網走市を応援していただきたいという気持ちはもちろんのこと、網走市のこういった取組に賛同していただける方からの寄附を募りたいというところでございます。

○栗田政男委員 3つの項目が出ていますけれども、本来これはね、このふるさと寄附はなくてもしっかりやっていかなければいけないのですよね。国へも要請しながら、いろんなことで対策をとっていかなければいけないことなので、私の個人的な感覚からすると、ふるさと寄附の使途としては、ちょっとずれてくるような気がしてなりません、最初に申し上げたように、なるべく基金というのがね、自由度があったほうが、要するに自由に使えるお金であれば、急なコロナ対策とかいろんなことにも対応できるのだと思うし、子供たちの急な支出に対しても、やっぱりお金がないと始まらないので、非常に有効ではあると思うので、必ずしも反対ということではないのですが、今回の改正だけを見ると、何か使途がこういう形出てくると、そっちに使いたいから改正をするというようなイメージでとってしまうので、その辺のことをしっかりと押さえながら取り組んでいただければと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 今少し、答弁内容が足りていないので、私のほうから追加をさせていただきます。

そもそも、ふるさと納税制度につきましては、使途をきちんと示して寄附を募るように、これが原則でございます。

そして一方で、実質カタログ販売的な、例えば網走の水産物PRを全面的に出した寄附については、そうしたことのないようにということは、これは国のほうからそうした方針を示されているところでございます。

今回、事業追加、これまでも子供たち、地域医療、公共交通、様々な目的を示して、寄附を募っているところでございますが、今後必要となる、デジタルとグリーンにつきましては、これは国内外ともにですね、進んでいくようなものですから、そうした応援していただく全国の方に、こうしたものの使い道をきっちり示した上で、少しでも多くの方に寄

附をいただけるように進めたいということで、今回、基金条例の改正を行おうとしているところです。

○小田部照委員長 よろしいでしょうか。

ほかの委員いかがでしょうか。

○山田庫司郎委員 栗田委員からもちょっとありましたけれども、また違うちょっと角度の質問になりますけれども、今企画総務部長から答弁があったように、本当にありがたいふるさと納税で、当市にとっても大きな事業の財源になっているということで、本当にありがたいのです。

それで、今説明があったように、やっぱりこれはメニューがなければ、基本的には寄附は求められないのが原則かなと私は思うのですが、先ほど説明があったように、いいのですと、何でもいいですから網走市のために寄附をしたいのだという方もいらっしゃる。ただ、そのお金をやっぱりどう使うかということの一つになりますから、メニューはやはり、幾らがいいのか、これも限度がありますけれども、ある程度やっぱり寄附するメニューというのは増やしてやるべきかな。

それと、時代のやっぱり背景、流れの中でこのデジタルの関係、グリーンの関係も一つ出てきたのだろうと、こんなふうに私は理解をさせていただくのですが、ただ、ちょっと私どもも、チェック機能がなかったのかどうか、ちょっと反省も含めてですが、農林水産業が最初から抜けていたというのが、非常に私もですね、何でここで今入ってくるのかなと。鮭が取れなくなった、シジミも非常に今厳しいとそういう意味で、返礼品として使わせていただいている部分もあるのですが、そういう資源の枯渇と、これからの心配の部分に、いろんな対応をしていきたいという意味なのだろうというふうに私は自分なりに解釈していますが、何でここで農林水産業が急に出てくるのか、その辺の説明も、もしいただければと思います。

○秋葉孝博企画総務部長 まずは、今回追加というのがですね、農水産業です。林業は入っておりません。林業につきましては今譲与税の資金、交付金が2,000万円前後毎年ありますので、これを活用して、今森林整備をしておりますので、今回追加させていただいたのは、農水産業になります。

今まで、やはりふるさと返礼品についてはですね、農業、主に水産業が一番なのですけれどももともと農業、水産業ともにですね、この地域は強い地域

というのは、委員も認識を同じにするとところだと思うのですが、当面として、ふるさと納税制度を始めるに当たって必要なものを、子育てですとか、子供たちの支援ですとか、地域公共交通、そうしたものに充ててその財源を確保したいという狙いでした。制度が順調に進みまして、ふるさと納税の寄附金額が例年更新する中であって、やはりそこで返礼金として取扱われているのは、農水産業のものが主力でございますから、やはりそのそうした分野をさらに強くするためにも、寄附金を募ってですね、例えばふるさと納税の返礼品に加えていただくですとか、様々赤潮の問題とか、様々な問題もありますので、そうした自然環境の変動にも対応するためにですね、ここはやっぱり農水産業を追加すべきだろうという判断に今回至ったところでございます。

○山田庫司郎委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀孝幸委員 わかったようでよくわからないので、もう一度伺わせていただきたいのですけれども、これまで6次産業化、農商工連携の推進のために、網走市はふるさと寄附を募ってきたのだと思います。これタイトルだけ見れば、今の説明と別だというふうに思いますけれども、ただホームページの説明を見ると、違いがよくわからないのですね。おいしいまち網走のブランドを確立して、地域産業の発展、活性化を図るためという書き方もされていて、何かダブってくるような気がして、今部長から答弁のあった、赤潮ですとかそういうのは環境対策だと思うので、産業の中に入れるのもちょっとしっくりこない気もするのですよね。

その辺を含めて、これを別立てしたのは何か特別な意味があるのですか。

○秋葉孝博企画総務部長 すみません、先ほどちょっと赤潮の例を出させていただいたのは、そういう漁業被害があったときにですね、そこに対してということで、その環境、自然環境の問題に対してということではないです。過去から6次産業なり商工連携というのはですね、どちらかと言えば、今回でいくと大学との連携によってですね、商品価値を生むですとか、そうしたものを想定してやってまいりました。

今回、農水産業ですから、今回の予算の例でいくと、例えばホタテの資源ですとか、シジミですとか、そうしたところにも寄附は使えるというふうに

考えております。ただ、既存の事業に充てるところは、今のところ考えておりませんので、まず、ふるさと納税を返礼品として多く指名いただいている、その水産物、こうしたものの産業の振興に力を入れたいというところですから、農商工連携とはまたちょっと違うというふうに認識はしております。

○平賀貴幸委員 ふるさと納税について、各自治体も、今後増やしているところあるのですけれども、ほとんどの自治体がですね、裏打ちする事業があって、こういう事業をやりたいのでこういうものやるという形に最近随分なってきたというふうにいるのですけれども、今の答弁ではそういう裏打ちは今回3つの追加についてはない状態で、項目だけ増やすという考え方なのですか。

○秋葉孝博企画総務部長 それぞれの自治体の考え方があると思うのですが、今回、追加する3つにつきましては、いずれも令和4年度に寄附を頂くと、基金活用としては、令和5年度以降になると思いますが、そこは、今求められている、それぞれの活用目的という認識ですから、それぞれの事業というのはこれから、新年度以降ですね、政策検討を重ねて、事業は生まれるものだというふうに認識しております。グリーンにつきましても、今回地球温暖化の戦略というのは一つ、議案として提出しておりますので、そういう計画が、策定が進めば、地域にとって温暖化に対してどのようなメニューというのは、そうした計画の策定を通じて、取組がですね、整理されていく、そういうふうに考えております。

なお、しっかりそのプロジェクトというのですかね、取り組むべき事業を起こして、寄附を募るというやり方をしている自治体も承知しておりますし、本市で考えれば、企業版ふるさと納税という制度がありますので、これ、現在のところ実績はありませんが、これにつきましては具体的な事業を示した上で、寄附を募っていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 今の時点での考え方は理解できるのですけれども、そうすると寄附をしていただく理由を増やしたほうが、寄附は集まりやすくなるから今回追加するのだということも側面としてあるのかなというふうに感じますが、そういう側面もあるというふうに理解していいですか。

○秋葉孝博企画総務部長 先ほどちょっとお話をさせていただいたのですが、やっぱり寄附者に訴える、こういう目的で寄附をしたいということで、そ

こに賛同いただけるということが一つポイントになりますので、今回追加したというのは、そうした意図を持って追加をしております。

○平賀孝幸委員 何となくわかるような気がしてきましたが、そうすると、せめてですね、もう少し実際に使われた使途はこういうものだったのだということ、もう少し詳しくしていく、明らかにしていく必要があるのかなというふうに思います。確かに今回3つの事業はこれからのことですので、それは難しいのはわかるのですけれども、それ以外の事業については、もう少し詳細を明らかにして、こういうことに使われた結果、こういう状態になっていますとぐらいいまで、寄附者に伝わるようにしていかないと、なかなかおっしゃっていることはうまく寄附者には反映されないなというふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

○古田孝仁財政課長 ふるさと寄附金の活用につきまして、どのようなことに使わせていただいたかということ、寄附者を含めて広く知っていただくという取組につきましては、国のほうからもそういうようなことをしていくべきだということで、当市におきましては、ホームページを通じて、商工労働課のほうで所管して実施しておりますが、ホームページで周知を図っている、また、予算のときではありますけれども、ふるさと寄附金を活用する予定の予算ということで、こういうものがありますという形で取りまとめた資料のほうを、委員の皆様にお示ししているというようところで、できるだけ伝わるよう努めているところでございます。

○平賀孝幸委員 所管がまたがるので、こういった状況が生まれるのはやむを得ない部分があるのだということは理解できますが、網走市のホームページにある寄附金の使い道を見る限り、ざっくりとしてこういうことに使われたのだなというのはわかるのですけれども、その結果はどうだったとか、その効果はどうだったということは一切わかりません、正直なところ。それではやはり、なかなか難しいですし、国が言っていることを十分に反映した伝え方になっていると思えないので、そこは担当課と連携しながらですね、ぜひせっかくやるのであれば、そういったものを含めて、新しい切り口での寄附が集まる、もっと集まりやすくなるような工夫をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○古田孝仁財政課長 そういうことにつきまして

は、いろいろ他市等も含めて見習いながら、検討してまいりたいということで商工労働課とも協議してまいりたいと考えます。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第22号網走市ふるさと寄附条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、議案第24号斜里町、清里町、小清水町、大空町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第25号大空町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、関連しておりますので、一括して説明を求めます。

○佐々木司企画調整課長 議案資料の64ページ、資料12号を御覧願います。

初めに、議案第24号斜里町、清里町、小清水町、大空町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について説明申し上げます。

1、協定の締結でございますが、1市4町はこれまで、医療、公共交通、観光などの分野において連携をしてきたところでございますが、新たな圏域を形成し、連携をより強固にしようとするものでございます。

2、圏域の構成でございますが、中心市を網走市とし、周辺町を、斜里町、清里町、小清水町、大空町とするものでございます。

次に協定の内容でございますが、議案第24号の別紙、定住自立圏の形成に関する協定書を御覧願います。

第1条では目的について、第2条では基本方針について、第3条では連携する取組及び役割分担について、第4条では事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担について、第5条では、協定の変更について、第6条では協定の廃止について、第7条では疑義の解決について定めております。

次に、議案第25号大空町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について説明を申し上げます。

議案資料65ページ、資料13号を御覧願います。

1、協定の廃止でございますが、1市4町による新たな定住自立圏の形成に伴い、平成23年3月23日に締結した、現協定を廃止するものでございます。説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 この定住自立圏、大空と締結する前にもですね、斜網エリアでできないかという動きと考え方もあったのですが、最終的に大空と定住自立圏を締結してですね、今までもやってきた経過がありました。

私としても、斜里、清里、小清水、大空、今度1市4町でということ非常にいい形になったかなというふうに喜んでいる一人なのですが、これはいつ頃締結の予定になるのか、それとですね、ちょっと中身を聞かせていただきたいのは、主な財源措置の中の2番目ですが、外部人材の活用についてというのがちょっとあるのですが、これ例えばどのようなときに、これ上限額700万円ですが、使えることになるのか、そこを含めて少し御答弁いただければと思います。

○佐々木司企画調整課長 外部人材の部分でございますが、ここは国が定めております要綱、3つございますけれども、そのうちの3つ目、圏域マネジメント能力の強化という項目がございます。この中において想定しておりますのは、市町村職員の合同研修の実施や、人事交流、あるいは外部の専門家を招聘しての講演会、講習会など、職員の人材育成ですとか、能力向上のための経費でございまして、そういった外部専門家の招聘などを行った際にかかる経費について対象となるものでございます。

○小田部照委員長 続けてください。

○佐々木司企画調整課長 失礼いたしました。

協定の締結日でございますが、本議案の可決後直ちに年度内に調整をして、協定の締結をしたいと考えてございます。

○山田庫司郎委員 ぜひ、早いほうが私もいいと思います。

それと2番については人材育成と。外部から人も含めてですね、ちょっと短期間でもいいから採用ができるのかなというちょっと思いもあったのですが、そこは難しいということですね。

ぜひですね、措置費がもらえるからという意味ではありませんけれども、地域医療も含めてですが、いろんな意味で、財源も利用できるというふうにも思いますし、これからやっぱり一自治体では大変だということも含めて、広域でいろんなことをやっていかなければならないということも一つ課題としてありますので、非常に評価させていただいて、ぜひ

ひ早目にですね、進めていただいて、これからも中身についてはどんどん充実した、例えば消防が何かできるのかとか、いろんなことをこれから考えていけるというふうに思いますので、ぜひいい意味で動かしていただくことをお願いして、質問を終わります。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第24号斜里町、清里町、小清水町、大空町との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、議案第25号大空町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時07分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部、農林水産部関係分の説明を求めます。

初めに、基金積立金、ふるさと基金積立金について説明を求めます。

なお、商工業振興対策事業、おいしいまち網走PR事業についても関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料14ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算、ふるさと寄附基金積立金及びおいしいまち網走PR事業について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、ふるさと寄附金の収入額は、当初予算額を上回ることから、次の経費を追加補正するものでございます。

経費の内訳ですが、事業に係る謝礼品代として1億5,000万円、事業に係る送料及びウェブサイト等の業務手数料として1億円、ふるさと寄附金基金積立金として2億5,000万円、合計5億円でございます。

2、補正額、(1)歳出予算は、①ふるさと寄附基金積立金の補正額は2億5,000万円、財源は全て寄附金でございます。

次に、②おいしいまち網走PR事業の補正額は2億5,000万円、財源は全て寄附金でございます。

(2)歳入予算ですが、補正前の額が18億円、今回の補正額は5億円、補正後の額は23億円でございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、商工業振興対策事業、あばしりオホーツク夏まつり補助金ほか2事業について、一括して説明を求めます。

○高橋優紀観光商工部参事 議案資料18ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算、商工振興費、網走オホーツク夏まつり補助金外2事業につきまして御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業執行が見込めないことから、次の3事業につきまして減額補正するものでございます。

初めに、①あばしりオホーツク夏まつり補助金では212万円を減額、②花火大会魅力アップ事業補助金では200万円を減額、③あばしり七福神まつり補助金では204万5,000円を減額するものでございます。

2、補正額、歳出予算は記載のとおり、各事業費の全額を減額するもので、3事業合わせまして、616万5,000円の減額、財源は全て一般財源でございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。
質疑ございませんか。

○栗田政男委員 残念ながら、コロナの影響ということで、各事業できなかつたということで減額されているということなのですが、2回程度なのかな、中止になっているのかなと思うのですが、決してコロナ以降、明けたアフターコロナのときには、再度その予算措置というのをきちんとしていただければ、予算のほうに多分出てきているのだろうと思うけれども、そのような考え方で、今はコロナで休んでいるけれども、再開をしますという考え方でいいでしょうか。

○高橋優紀観光商工部参事 議員おっしゃるとおり、昨年度と今年度につきましては中止ということ

で、減額補正のほう組ませていただきましたけれども、来年度につきましては予算を組んでおりますので、おっしゃるとおりでございます。

○栗田政男委員 流水まつりも含めて、予算のところとは直接関係ないのですが、流水のほう出てきたのかな、総体的に事業を見直すいいチャンスではないかなと私は考えているのですね。

今までやっぱり継続してずっとやっていると、なかなかそれを変えていくというのは難しいというのが、今まで実情としてありました。実行委員会が早い時期にあたり、年度をまたいでやったりとか、いろんな不都合があって、なかなか変革、もうちょっと形を変えたほういいよねというのが、なかなかできなかったもので、どうですか、この休んでいる間、しっかりと組み直しをして、より良い形のイベント等に、変えていければすごくいいチャンスではないかと思うのだけれども、原課としてはその辺の感覚というのは持っているのかな。

○伊倉直樹観光商工部長 今、委員のほうからお示しのありました、網走市全体のイベントの考えかなというふうに考えてございます。

それで、後ほど議論する流水まつりもそうですが、コロナということで開催に向けて、いろんな部分で、今後のあり方というのは考えていかなければならないというふうには考えてございます。今議員からもいろいろ御指摘がございましたので、今後のあり方、今までどおりということではなくて、新たな視点も含めながら、今後はいろんな角度から研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○栗田政男委員 以前からね、観光課は激務で大変だという、この議会の中でも非常に心配しながら。今、暇でしょう。ね。だからしっかりとそういうことに取り組んで、検証して、やっていくいいチャンスではないかと。やっぱり普段、いろいろ諸事に惑わされていると、なかなかいろんな考えをして変えていくというのは、難しいと思うのよね。今絶好のチャンスではないかなと思うのです。そういうことで、しっかりと取り組んでいただいて、次実施するに当たっては、いい形の、変革された新しい形のものに変えていければ、本当にいいものになってくるだろうと思うので、ぜひとも前向きにその辺を検討していただきたいというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、観光イベン

ト開催支援事業、あばしりオホーツク流水まつり補助金外3事業について、一括して説明を求めます。

○高井秀利観光課長 議案資料20ページを御覧願います。

令和3年度一般会計観光振興費、あばしりオホーツク流水まつり補助金外3事業の補正予算について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の執行が見込めないことから、次の経費を減額補正及び財源補正するものでございます。

①あばしりオホーツク流水まつり補助金、②さんご草まつり補助金につきましては、イベントの開催中止により、あばしりオホーツク流水まつりは660万円、さんご草まつりは54万円を減額するものであります。

次に、③オホーツク網走マラソン開催負担金につきましては、通常のマラソン大会をオンライン大会へ変更したことに伴う事業費の縮減により、950万円を減額するものであります。

2、補正額の(1)歳出予算につきましては、①あばしりオホーツク流水まつり補助金は、補正前の額790万円、補正額は660万円の減額で、補正後の額130万円となります。

減額する財源は全額、入湯税でございます。

21ページを御覧願います。

②さんご草まつり補助金は、補正前の額54万円、補正額は54万円を減額で、補正後の額はゼロ円となります。

減額する財源は全額入湯税でございます。

③網走市観光協会補助金は、流水まつりとさんご草まつりの減額補正に伴う財源補正でございまして、財源に入湯税714万円を追加補正し、一般財源の所要額を714万円減額いたします。

④オホーツク網走マラソン開催負担金は、補正前の額1,230万円、補正額は950万円の減額で、補正後の額は380万円となります。

減額する財源は全額一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 一つはですね、オホーツク流水まつりは最近というか、今年2月ですね、に関わってきた部分であります。例えばさんご草まつりなどは、去年の9月の事業でありますし、先ほどの議案

の部分についても、夏祭りなどがあったのですが、この時期にですね、この補正するというのは、遅過ぎるのではないのかなと思っております。

なぜこの時期まで置いてあったのかなと思ったのですが、例えば先ほど置いていた、来年度に向けた事業をやっていくために、今年は今までやっていた人たちを集めて、来年度以降どうやってやっていこうかというような話し合いもするために残していたのだというようなことも考えられるのかなと思うのですが、先ほどですね、来年度、続ける予定なのかどうなのかということもありますけれども、この祭りを見直す、それから来年度をどういうふうにしてやっていくか、コロナ禍の中でどうやってお祭りをつくっていくかと。市民がどんなふうに参加していくかということを含めて、話し合う場もどんどんつくっていくべきだったのではないのかなと思うのですが、その辺について、原課のほうではどんなふうに対策をしていたのか伺います。

○高井秀利観光課長 減額補正をするタイミングということでありましたけれども、全庁的にイベント等の中止等に伴う減額というのをタイミングをそろえているというふうに判断しております、その時期が3月であったのではないかなということで考えております。

あと、イベントの見直しでありますけれども、先ほど部長からも答弁いたしましたけれども、流氷まつりにつきましては、開催場所、開催内容等も含めて、新年度早々にも実行委員会を開催して、実行委員会の中で部会等も開催して、内容等も含めて検討していくということで、これから動くこととなっております。

さんご草まつりにつきましては、地域の方々の実行委員会で開催される祭りでありまして、そこに関しましては、補助金をこちらのほうからお支払いさせていただくという形でありますけれども、御意見等がありましたらコロナの対策等についても、一緒に協議をしていきたいなというふうに思っております。

マラソン大会につきましても、適宜コロナ対策等取り入れて、ウィズコロナ、アフターコロナで開催できる大会というふうにしていきたいというふうに考えております。

○村椿敏章委員 おおよそ理解しましたが、今回のオホーツク流氷まつりなど、お祭りを中止したことによってね、今まで関わってきてくれた事業者

が離れていってしまうとかね、そういう心配もあると思うのですが、実際祭りをやらなかったことよっての影響などというのは、どのような状況になっているのでしょうか。

○高井秀利観光課長 離れていってしまう影響ということ、ちょっと私は理解できなかったのですが、流氷まつりの開催の準備に向けて、これまで関わっていただいている部会の皆様には、全てお声掛けをして、協力をいただけるということで、準備を進めてまいりました。

ただ、協賛金を今の時点で集めるというのは難しいと判断をさせていただきまして、協賛金のお願いというのはしておりません。来年度も引き続き、部会等に所属していただける事業者の方につきましては、協力をお願いいたしまして、状況に応じましては、市全体ですね、事業者の方に協賛金等もお願いをしていきたいと思っております。

○伊倉直樹観光商工部長 補足になりますが、今課長から答弁したそのとおりなのですが、流氷まつりの関係につきましましては、開催に向けて直前まで準備をしてまいりました。それで、緊急事態宣言ですとか、まん防の重点措置の適用もございまして、できるかどうかということで、実行委員会を中心にいろいろと議論を重ねてきておりますので、今後に向けてもですね、ウィズコロナ、アフターコロナということで、まず感染対策というのは抜きに考えられないということでは、各実行委員会のメンバーとかも共有しておりますので、そのことを踏まえながら、より魅力があるものに向けて、来年度以降、どういった形になるのかこれから議論していく形になりますけれども、みんなで話し合いをしながら、祭りを開催していきたいというふうに考えてございますので、特に御心配されるような形での離れていくとか、そういった部分はないようにしていきたいというふうに考えてございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

よろしく申し上げます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、天都山展望台・オホーツク流氷館管理運営事業について説明を求めます。

○高井秀利観光課長 議案資料22ページを御覧願います。

令和3年度一般会計観光施設費、天都山展望台・

オホーツク流氷館使用料の減収に伴う補正予算について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、入館者数が当初の想定を大きく下回ったことで、管理経費が減少し、また、使用料収入も当初の想定を大きく下回る見込みでありますことから、施設管理運営に係る指定管理委託料の減額及び財源補正をするものでございます。

2、補正額の(1)歳出予算につきましては、入館者の減少による管理経費の減少に伴う1,300万円の減額と、オホーツク流氷館使用料収入の減額に伴いまして、財源が不足となりますことから、財源の使用料収入を4,038万7,000円減額し、減額分のうち、2,738万7,000円を産業振興基金から繰入れするものでございます。

(2)歳入予算につきましては、オホーツク流氷館使用料の入館料が、補正前の額6,738万円、補正額は3,627万7,000円の減額、補正後の額は3,110万3,000円となり、テナント使用料が補正前の額600万5,000円、補正額は411万円の減額、補正後の額は189万5,000円となります。

産業振興基金繰入金につきましては、オホーツク流氷館使用料収入減によります財源不足分を繰入れいたしまして、補正前の額2,022万円、補正額は2,738万7,000円、補正後の額は4,760万7,000円となります。

以上で説明を終わります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の入館者数が大きく下回るということで、金額にすると3,627万7,000円減額ということなのですが、入館者数が想定した人数に対して何人だったのか聞きたいのと、それから減少は、どういう人たちが減少してきたのか、それに対して、市民を呼び込むとかですね、そういう工夫など、そういうことは今年企画したのか、その辺についても聞かせてもらえたらなと思います。

○高井秀利観光課長 入館料収入の減少に伴いまして、入館者の見込みということでありますけれども、当初予算の段階では9万9,000人ということで予算を見込んでおりました。補正予算を上げる時点では、今年度末までの見込みとして4万5,000人というふうに想定をしております。その分、減少が3,627万7,000円というふうに見込んでおります。

入館者増に向けて市民の入り込みを増やす取組ということでありまして、コロナ禍ということもありまして、あまりイベント等は開催できていない状況であります。夏休み期間中も、閉館、休館というようなところもありましたので、イベント等はなかなか取り組めていないのでありますけれども、今年1月1日初日の出のときには、市民の方に無料開放をして、屋上などから初日の出を観覧していただくというイベントをやっておりますので、そのイベントを通じて、SNSのほうで情報を発信していただいているのかなと思っております。

○小田部照委員長 続けてください。

○高井秀利観光課長 すみません。

減少した要因、どういった方が減少しているかということでありまして、今のところ、やはり団体の旅行客は少し減っているというふうに向っております。それプラス、海外の方が全く来ていられないので、その分は全くゼロという状況になっております。当初、9万9,000人見込んだときにはある程度、外国人の方も来るのではないかとというふうに想定はしていたのですが、国内在住の外国人の方はいらっしゃっているようでありまして、数名ですね。本当に外国が来るインバウンドということに関しては、ほぼゼロということになっておりますので、その影響はかなり大きいと思います。

○村椿敏章委員 やはりコロナの中でね、海外の方、インバウンドを取り入れるというのはなかなか難しい。そうなったときに、当初9万9,000人の入館者数を想定しているわけですよね。これをどうやってね、コロナの中で取り込んでいくのかということ、やっぱり真剣に考えなきゃいけないと思うのです。そういったときに、やはり市民がね、またはこの近郊から流氷館を訪れる、ここに来て何か学んでいける、そういうような施設を考えていくべきだと思うのですが、そういう考えはないのでしょうか。

○高井秀利観光課長 入館者を増やす取組でありますけれども、今年度から取り組んでおりますけれども、流氷館の展示物のリニューアルを契機に、令和4年度以降は入館者を増やしていきたいというふうに考えておまして、それに加えて、デジタルプロモーションも補正予算を組んでいただきましたので、デジタルプロモーションも通じて、国内外の方に情報発信しながら入館者の方を増やしていきたい

というふうに考えております。

あと、近隣の方も含めた学習機能ということでもありますけれども、基本的には、観光施設という認識でありますので、学習機能をメインにということは考えておりませんが、近隣の学校から学習に使用したいということであれば、そこは提供をしていきたいというふうに思っております。

あとですね、修学旅行の誘致も今観光の事業として取り組んでおりますので、修学旅行誘致の際には、流氷の環境問題も含めた展示をしていきたいと考えておりますので、そこには使っていただければというふうに思っております。

○村椿敏章委員 ぜひ、しっかり検討していただきたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 状況的にやむを得ない部分もあって、こういう形になるのだろうということはわかるのですが、なかなか厳しいなというふうに思います。

何点か確認させていただきますけれども、今回も基金を事実上取り崩して繰入れていくわけですが、どのぐらいの基金が残ることになるのか、それから今後の見通しはどのようなふうに考えているのか伺いたいと思います。

○高井秀利観光課長 今年度末の基金残高でありますけれども、当初想定したときよりも1,800万円程度減額して、6,540万9,000円というふうに見込んでおります。この後の基金の残高の推移でありますけれども、来年度、リニューアルした後ですね、起債の償還が始まりますけれども、起債の償還が終わった後の時点では、2,976万4,000円程度というふうにシミュレーションしております。

○平賀貴幸委員 厳しい状況というか、なかなか難しい状況に改めてなっているなというふうに思いますが、それでも、以前のリニューアルの議論をしたときの考え方と網走市の考え方、この基金の活用ですとか、財源の活用については変わらないでやっていけるのですか、本当に。

○高井秀利観光課長 リニューアル後、基金を積みながら償還化もしていきながらということで、営業できるように努力していきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 正直不安があるとしか、なかなか今の時点では言えないところですが、それが実現できるように何とかしなければいけないのですが、そのためには、このテナント使用料の部分も何

とかせねばならないと思いますが、やはり一番大きな飲食の部分が埋まらないからこそ、この減額補正になっているのだろうというふうに思いますが、それで間違いないでしょうか。

○高井秀利観光課長 テナント料の減額でありますけれども、議員御指摘どおり、カフェ、レストランスペースの入居者がいないということで、大きな減額になっていることに加えまして、コロナでお客さんが減った、入館者数が減った場合にですね、その際にも使用料を減免するという規定を設けております。そこで若干減額があった分も加えて、トータルの減額額となっております。

○平賀貴幸委員 このコロナ禍の中だと、なかなか新たなテナントの誘致というのは難しいというのはわかるのですが、それでもやはり取り組まなければいけないと思っておりますけれども、今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

○高井秀利観光課長 委員御指摘のとおり、レストランスペースを空きにしておくということではなくて、何とか入居者の方を探すということで、一生懸命私たちも動いているところでありますけれども、今のところ、どこどこが予定だというような話は今のところないので、リニューアルに向けて引き続き誘致に向けて動きたいというふうに思っております。

○平賀貴幸委員 旧流氷館のときにも、飲食のテナント部分については相当苦労されながらやっていたと覚えております。そのときにも使用料を下げるだとか、様々な対応を重ねながら取り組んできたのですけれども、リニューアル後についてはどんな考え方でいるのでしょうか。

○高井秀利観光課長 使用料につきましては、今のところリニューアル後に減額するですとか、増加するということは考えておらず、今の条例で定められている使用料としたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 そういう考え方で実際にやればいいのかという点については、リニューアルしてオープンするときにですね、飲食がないという状況は何としても避けなければいけないという意識は、原課のほうでしっかり持っていらっしゃるのでしょうか。

○高井秀利観光課長 その認識をしております。

○平賀貴幸委員 ここではこれ以上その議論はしませんが、そのためにも必要な方策というのは相当考えないと難しい状況に来ているというふうに改めて

思いますので、答弁がそのまま夢に終わらないようにしっかりとやっていただければと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、ふるさと納税に関わる業務委託契約債務負担行為補正について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 議案資料2ページ、資料3号を御覧ください。

補正予算の概要の3、債務負担行為の補正、一般会計の3段目、ふるさと納税に係る業務委託契約について御説明申し上げます。

ふるさと納税に係る業務委託につきましては、令和4年度当初より対応が必要であることから、債務負担行為を設定し、令和3年度中に契約事務を取り進めようとするものでございます。

なお、限度額は、今後見込まれる寄附金が確定しませんので、契約による金額としております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、道営土地改良事業関係費、網走中部北地区担い手支援畑総事業分担金外5事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは議案資料3号、15ページを御覧ください。

令和3年度一般会計農業農村整備費、網走中部北地区担い手支援畑総事業分担金外5事業の補正予算について説明させていただきます。

1の補正の理由及び内容につきましては、道が国の補正予算を活用して事業を追加して実施するとともに、各地区の事業調整を行うことに伴い、表のとおり、6地区合計で493万円を追加補正し、併せて財源についても補正をするものであります。

また、本年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越しするものであります。

2の補正額の(1)歳出予算につきましては、補正前2億6,380万円、補正額493万円、補正後の額2億6,873万円、財源内訳を記載のとおり追加及び財源補正するもので、次の16ページの(2)歳入予算につきましては記載のとおりとなっております。

3の繰越明許費の内訳につきましては、翌年度繰越額840万円で、財源内訳は市債が800万円、分担金及び負担金が40万円です。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第12号中、水産加工業振興事業、外国人技能実習生受入支援事業について説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長 それでは議案資料3号、17ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算、水産業総務費、外国人技能実習生受入支援事業の歳出予算の補正について御説明いたします。

1、補正の理由及び内容であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の入出国が制限され、事業の執行が見込めないことから、外国人技能実習生の入国時研修の会場使用料及び外国人技能実習生の検定料の補助について減額補正するものでございます。

2、補正の額についてですが、歳出予算、外国人技能実習生支援事業として100万円を減額し、補正後の額は記載のとおりとなっております。

以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 コロナの影響で、外国人の技能実習生がなかなか来られないということで、いろんな分野に影響が出ているかと思いますが、本市としましても、この水産関係の外国人技能実習生はかなり大きな存在かと思いますが、来られていない実習生というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 まずこちらの事業につきましては、外国人の検定料につきましては、3年目の生徒さんというか、外国人の方に支給するものですから、これとはちょっと外れるのですけれども、通常ですね、年間100人に近い人数が入ってくる予定となっております。当初、この事業につきましても105名分の予算を見ておりました。実際に今回ですね、試験の申請で予定しますのは90名ということで、3年目の方でも15名減っていると。さらに、令和3年度につきましては1名も入って来られていない状況ですので、プラスですね、100名に近い人が

入っていないような状況と認識しています。

○永本浩子委員 そうなると現場はとでも大変な状況かと思うのですが、網走の場合、中国とベトナムと2カ国かと思えますけれども、その内訳というのはどうなっているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 大変申し訳ないのですが、ちょっと細かい人数割まで今手元に持っていないのですが、主なところ水産加工屋さんには中国とベトナムがメインになっています。それから一部インドネシア人になっております。

○永本浩子委員 一部インドネシアの方もいらっしゃるということで、何とか令和4年度は来ていただければと思っていますけれども、一時期、ホテルの従業員とか、このコロナでホテル自体がもう休業となったときにお手伝いに行ったりということがありましたけれども、この技能実習生をどのような形で補ってきたのかというのは把握しているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 技能実習生の補填分なのですが、企業さんでそれぞれなのですが、減った人数の中でやりくりしているところもあればですね、人材派遣会社をお願いをして、日本人の方を雇用しているような会社もあると聞いてございます。

○永本浩子委員 そうなると、またいろいろとコストの面とかも負担がかかっているのかなと思いますけれども、コロナ次第ということですが、令和4年はぜひ来られるような状況になってもらえればと思います。

私のほうからは以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀孝幸委員 水産業ということで、大きな影響を受けているのは、私も理解はするところなのですが、それ以外の業界については、今網走市については影響ないと思っていいいのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長 水産業以外にも外国人の技能実習生を受入れていますのが、食肉加工、それから農業、それと介護も一部ございます。

当然ですね、労働者、本来労働者ではございませんけれども、人がですね不足する中で、このようなシステムを使ってですね、やっぺいらっしゃるので、当然入って来ないことに対しては、いろいろな影響が出ているというふうに認識してございます。

○平賀孝幸委員 今後も同じような状況がもし続くとすれば、いろんな対策をしていかなければいけな

いなというふうに改めて思うところですが、産業も以前よりはやはり広がってきているので、市としてもいろいろな対策は、今後考えていかないといけないなと改めて感じたところです。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 この事業自体の意味というのですかね、外国人技能実習生の人権があまりないとかそういう状況で逃げたとかね、そういうこともあったりとか、ちょっと網走でそんなことがあったら困るなと私は思っているのですが、何のためにこの実習をしているのかその辺についてちょっと説明していただきたいのと、あとこの研修ですね、何回ほどやる予定だったのか伺います。

○渡部貴聴水産漁港課長 外国人技能実習生の受入れの事業につきましては、基本的には、諸外国で技術が不足しているものについて、日本に来て、日本の高い技術を学ぶというシステムでございます。ただ、当然ですね、日本側としましては今人材が不足している中で、そういう方に来ていただいて、技術を学んでいただくとともに、地元で不足している労働力をそこで補っているような状況というふうに認識してございます。

研修につきましては、国のほうで決まっております、1年目、3年目、5年目というふうに、各1回ずつございまして、当市の補助事業としましては3年目にあります専門級という事業ですね、受ける際の検定料の2分の1を補助する事業というふうになっています。

○村椿敏章委員 研修の回数というのは、そうしたらその3回ということですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 基本的になのですが、技能実習生というのは1号、2号、3号とございまして、1年目が1号、2年目が2号、4年目、5年目が3号となります。中にはですね、2号までで受けて帰る方もいれば、3号まで、要は5年間いて帰る方もいらっしゃいます。ですので、一概に何年というのは言えないのですが、一番多いのは2回ですね、試験を2回受けて帰られる方が多いと思います。要は、技能実習生2号ですね、2号が終わった段階で帰国される方が多いというふうに聞いてございます。

○村椿敏章委員 この使用料、会場使用料85万3,000円ありますよね。これって年に2回の使用料ということですか。

○渡部貴聴水産漁港課長 会場使用料はこれまた別でございまして、技能実習生は1年目に、入国した際に、入国時研修というものがございます。その研修につきましては、ほぼほぼ1か月程度ですね、その地区の例えば、市内の状況であるとか、産業であるとかですね、そういうものについて学ぶのですけれども、その際の研修の会場使用料を補っているものでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中所管分、観光商工部、農林水産部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、議案第23号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは議案第23号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

議案資料の資料11号、63ページを御覧ください。

網走市麦類乾燥調製貯蔵施設につきましては、令和4年1月28日に開催いたしました指定管理者選定委員会におきまして、麦類の取扱いに関する専門的な知識を有し、技術の実績のあるオホーツク網走農業協同組合を指定管理者として選定をしたところでございます。

指定の期間につきましては、令和4年度から令和23年度の20年間となっております、指定期間が長期にわたることから、利用状況及び出資等について、5年ごとに見直しを行うこととしております。

なお、管理委託料につきましては、管理受託団体の自主財源による維持管理となり、発生しないこととなっております。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 ちょっと確認なのですけれども、もちろんこの20年後にまた改定ということになるかもしれませんがけれども、ずっとJAがこれまでも指定管理者でやってきて、今回また20年間ということで決まったわけなのですけれども、当然とは思いま

すけれども、昨年建設された新しい麦乾も含んでいると思いますが、新しい麦乾施設はもち麦の生産量が増えるということで、より大きなものということで、国から補助金が出て建設されたと思っておりますけれども、このもち麦なのですけれども、私ももち麦には非常に期待をしていましたが、ちょっといろいろと色の問題とか、コンビニでなかなか置けないとか、いろいろなトラブルがあって、今後どうなるのかちょっと心配していることなので、すけれども、今回、この新しく指定管理者、また20年ということで契約をして、今回の業務計画のほうには、そのもち麦に関してはどのように記載されているのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 今回、新たにですね、指定管理者決定となった施設についてですけれども、昨年新たにですね、建設された施設も含めて、網走市で建設した全ての麦類乾燥調製貯蔵施設が対象となっております。

もち麦の受入れということでございますけれども、この指定管理の申請の際にですね、JAオホーツク網走から提出されております、管理業務計画書にですね、輪作体系の安定化という課題解決に向けて、もち麦も含めた、麦類のスムーズな受入れを行うことにより、消費ニーズに対応した良品質麦の安定生産体制の確立を図るというふうにもうたわれておまして、もち麦の受入れも計画されているところでございます。

○永本浩子委員 ということは、もち麦も網走としてきちんと作っていくということだと思のですけれども、それがなければこの補助金申請の条件とちょっと違ってきてしまうので、それはもちろん絶対やっていかなければいけないことだと思のですけれども、具体的な目標とかそういったことも、この計画の中には書かれているのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 これもJAオホーツク網走からの提出されております指定管理者の導入調書の資料がございまして、そちらによりますと、令和7年度については136トン、令和8年度は509トン、それから令和9年度以降は2,847トンの生産、受入れが想定をされているところでございます。

○永本浩子委員 そうしますと、令和7年、136で、令和8年が509、令和9年で2,847ということで、少しずつ増やしながら、令和9年から大々的ということかと思のですけれども、そうすると令和4年、5年、6年というのはどういう形になるの

でしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 令和6年まででございますけれども、具体的な生産のスケジュールというのですね、やはりJAそれから実需者とも協議を行わなければならないというふうに思っておりますけれども、昨年ですね、10月に私どものほうで実施をさせていただきます、農業者のアンケートというのがございます、この設問に対しての回答者は190戸あったのですけれども、そのうちですね、栽培したいというふうに回答をいただいた農業者の方がですね、64戸、それから、また検討したいという回答もですね、41戸合わせるとですね、105の経営体、55%ですね、過半数以上の農業者に興味を持っていただいておりますので、農業者の関心や栽培意欲は非常に高いというふうに捉えております。

またですね、実需者のほうからも、段階的ということでもありますけれども、購入したいという意味は変わらないというふうに聞いておりますし、このようですね、農業者の意向というのは非常に重要だというふうに考えておりますので、引き続き栽培について、産地化について取り組みたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 今お話を伺って、いろいろな問題があったわけですが、農業者の方も栽培したい、また、買っていただけるほうも購入したいということが確認されているということで、ちょっと安心しましたけれども、そうすると令和6年までは、どうい……たしか今年のまちづくりにも、もち麦のところに予算がついていたと思っているのですけれども、どういった取組になるのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 令和4年度から6年までの取組ということでございますけれども、令和3年度に引き続いて試験栽培を行おうと考えてございます。その試験栽培の試験法に対しての助成、それから試験圃場など、小ロットでのもち麦の受入れに使用する乾燥機、それから精麦機、それからですね、これは試験栽培を行ってもらっている普及センターからの要望というか、依頼もあったのですけれども、食感について数値化ができないかということで依頼がありまして、今年度からですね、食感分析の委託をさせていただきます。これはですね、固さですとか、あと付着ですとか、あと粘りですとかしとかというものを機械を使って、数値化するということになっておりまして、そういったものを用いてですね、どういった施肥体系だとか、防除体系、

それから収穫の時期というのものも、様々な試験をしてですね、どういうものが実情に好まれるのかということも研究しながら進めていきたいというふうに考えております。

○永本浩子委員 よくわかりました。

ありがとうございます。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○平賀孝幸委員 私が理解している限りでは、網走市で最長の期間の指定管理者になるのかなというふうに思うのですけれども、新たな施設を含めて、指定管理者にするときに、この長い指定期間にしたというのは、何か特段の理由があってそういうふうにしたのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 やはりこの20年間、確かにほかの指定管理と比べると長い期間かもしれませんけれども、これはJAオホーツクが財源を負担している部分があります。やはり設備投資の部分がありますから、これはあまり短く切るとですね、その計画というものも出てくると思っておりますので、この年数については妥当かなというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 以前の指定管理期間というのは、何年だったのですか。

○佐藤岳郎農林課長 同じ20年というふうになっております。

○平賀孝幸委員 そうですか。私、ちょっとそこを誤解していたので、新たに20年というふうに定めるのかなと思っていたのですけれども、以前も20年だったのですか。わかりました。そういった経過の中で、合理性とかもろもろの理由もあって、このほうが安定的に運営できるというふうに市で判断したということだと思いますので、理解させていただきます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第23号網走市公の施設に係る指定管理者の指定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、議案第26号土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、議案第26号土地改

良事業の事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議について御説明いたします。

議案資料の資料14号、66ページを御覧ください。

土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議概要についてですけれども、1の趣旨につきましては、1市4町、網走、斜里町、清里町、大空町、小清水町に係る土地改良事業のうち、緑ダム及び清泉頭首工の管理に係る国の補助事業の活用が図られるよう、文言の整理を行うため、当該規約の改正を行うものとなっております。

内容につきましては、規約の第1条関係になりますが、土地改良事業を土地改良事業等、基幹水利施設管理事業を基幹水利施設管理事業等に改めるものとなっておりますが、これは全国的に施設の老朽化の進行や災害発生リスクが高まっていく中で、平成30年度以降に創設された、基幹水利施設管理事業以外の補助事業、これは農業水路等長寿命化、防災減災事業等についてでございますけれども、これらの活用のため、等をつけるものとなっております。

3の施行年月日でございますけれども、これは公布の日から施行するものとなっております。

なお、67ページに本規約の改正後全文をお付けしておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第26号土地改良事業の事務の委託に関する規約の一部改正に関する協議については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第27号令和3年度網走市一般会計補正予算中、観光商工部関係分、新型コロナウイルス営業継続支援事業、社交飲食店支援金給付事業について説明を求めます。

なお、繰越明許費補正が関連しておりますので、併せて説明願います。

○北村幸彦商工労働課長 追加議案資料3ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算、商工振興費、社交飲食店支援金給付事業について御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、厳しい状況にある社交飲食店を支援するため、必要な経費を追加補正するとともに、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越しするものでございます。

2、補正額、歳出予算は2,300万円を追加し、補正後の額は4,610万円で、追加補正分の財源は全て一般財源でございます。

3、繰越明許費は事業費の一部1,000万円とし、内訳は記載のとおりでございます。

4、本事業の概要ですが、令和4年1月1日現在、市内に所在する店舗において、飲食業を営む事業者を対象に、1店舗当たり10万円の支援金を20万円に引き上げるものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今の10万円の支援についてはどんな状況なのでしょう。

○北村幸彦商工労働課長 この支援金につきましては、今現在の支給状況なのですけれども、現在のところ196店舗分の申請があるところでございます。

○村椿敏章委員 そうすると、230店舗の予定に対して196ということですね。

わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 確かに、社交飲食店の方たちは本当に大変な状況かと思うのですけれども、社交飲食店だけではなくて、社交飲食店に関係するところにも少し目を向けてもらいたいというお声も頂いているのです。例えばお酒とかをそういうお店に大量に納めていたところとか、おしぼりの関係だとか、そういう関係の業者というところは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 社交飲食店以外につきましては、次に御説明します営業継続支援金のほうにおいて、こちらのほうにつきましては、収入のです

ね、減を確認することになりますけれども、そちらのほうで支援している形になります。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○平賀孝幸委員 先ほどのやり取りで196件分の申請があると聞いたのですけれども、そこ単純に考えると、どうして繰越明許がこの金額になるのか不明瞭なのですけれども、繰越明許、もっと少なくなりませんか。

○北村幸彦商工労働課長 こちらの議案をつくった当時の考え方でございまして、今回、この支援金制度を設定しているわけなのですけれども、例えば申請忘れ、申請漏れ、今現在休業しますので、そういうことで情報を得られない事業者がいる場合に備えまして、一応繰越しの限度額を設定させていただくという形でございます。

○平賀孝幸委員 あくまでも限度額ということなので、このとおりになるかどうかわからないと、最大はこのぐらいと見込んでいるということなのですね。わかりました。

逆に、財源、本当にこれで足りるのかなと心配になるのですけれども、大丈夫ですか。

○北村幸彦商工労働課長 今年度行っておりますプレミアム付の飲食券事業の登録事業者数から見ても、この数字で賄えると判断しております。

○平賀孝幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは続きまして、議案第27号中、新型コロナウイルス営業継続支援事業、営業継続支援金給付事業について説明を求めます。

○北村幸彦商工労働課長 追加議案資料4ページを御覧ください。

令和3年度一般会計補正予算、商工振興費、営業継続支援金給付事業につきまして、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、経営が悪化している事業者を支援するため、必要な経費を追加補正するとともに、年度内の事業の執行が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越しするものでございます。

2、補正額歳出予算は4,000万円を追加し、補正後の額は8,100万円で、追加補正分の財源は全て一般財源でございます。

3、繰越明許費は事業費の一部、3,500万円を追加しまして7,000万円とし、内訳は記載のとおりでございます。

次に、5ページを御覧ください。

4、本事業の概要ですが、記載してある要件を全て満たす場合に、1事業者当たり10万円の支援金を20万円に引き上げるものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀孝幸委員 こちらのほうも、現在の申請状況というのはどうなっているのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 現在のところ35事業者の申請があるところでございます。

○平賀孝幸委員 それは想定よりは少ないような気がするのですけれども、どういう感じなのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 今年度、こちらですね、営業継続支援金という形でやっておりましたけれども、出だしがなかなか遅いなという印象は見受けられます。今回のこの支援金につきましては、1月から3月分の収入の増減を見るということもございまして、今のところ1月分の比較ということで申請が上がってきている状況でございますので、今後さらにですね、事業者の申請があるものと思っております。

○平賀孝幸委員 わかりました。2月の状況がそろってからのということなので、これから増えるかもしれないということ、そこは理解をさせていただきますが、こういう形で事業者を支援していくというのも大事なことだと思うのですけれども、一方で、ここで議論するかどうかちょっとあれなのですけれども、市民生活自体も相当影響が出ているのだと思うのですよね。そこを考えると、事業者の応援にもなるタイプの商品券だとかそっちのほうも、飲食もちろんですけれども一般的な商品券的なものも必要のかなとか、いろんなことを考えたりはするのですけれども、その辺原課ではどんなふうに分けられているのでしょうか。

○北村幸彦商工労働課長 今回の支援につきましては、1月27日からまん延防止の重点措置が適用になったということで、まずは飲食店と営業している事業者を支援するという考えの下で、事業を構築したものでございます。

今後、委員おっしゃったプレミアム商品券などに

つきましては、ちょっと今後の情勢を見ながらですね、検討していきたいと考えております。

○平賀孝幸委員 事業者を応援するという意味でのプレミアム商品券も考え方としてはもちろんあるのですが、今様々な状況で、いろんなものが値上がりしてきて、市民生活自体に大きな影響が出ていたり、コロナの影響で、市民生活、市民の収入が減っていて困っているような人もいらっしゃるというふうに思うので、市民生活応援的な考え方で、商品券を出すというのも、私はそろそろ必要なのかなと思うものですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第27号令和3年度網走市一般会計補正予算中、所管分、観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部の説明を求めます。

初めに、市営住宅維持修繕事業について説明を求めます。

○小原功建築課長 議案資料3号、23ページを御覧願います。

令和3年度一般会計住宅管理費補正予算、市営住宅維持修繕事業について御説明いたします。

補正の理由及び内容であります。本件は公営住宅の家賃減免に関する国庫補助金の追加交付に伴い、市営住宅維持修繕事業の財源補正を行おうとするものであります。

当初予算時点では、家賃減免事業が国の交付金事業の対象と認められるか未確定でしたので、当初予算の歳入財源には、公営住宅の住宅使用料を見込んでいたものであります。

補正額につきましては、補正前後の額に変更はありませんが、財源内訳につきまして、住宅の使用料が752万8,000円の減となり、国庫補助金が752万

8,000円となるものであります。

歳入予算については記載のとおりであります。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第12号令和3年度網走市一般会計補正予算中、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、議案第14号令和3年度網走市網走港整備特別会計補正予算について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料の3ページ、資料3号を御覧ください。

議案第14号令和3年度網走市網走港整備特別会計補正予算について御説明をいたします。

3の債務負担行為の補正の表のうち、会計欄の1段目、網走港整備特別会計において、令和4年4月1日からの履行開始を予定しております。3件の事項について、令和3年度中に契約事務等を取り進める必要があるため、債務負担行為の設定を行おうとするものであります。

債務負担行為の設定額は、上屋消防施設点検委託契約が15万円、港湾システム保守点検委託契約が22万円、船舶給水業務委託契約は10万円、合計47万円であります。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第14号令和3年度網走市網走港整備特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、議案第16号令和3年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料51ページ、資料4号を御覧ください。

議案第16号令和3年度網走市水道事業会計債務負担行為補正予算について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、令和4年4月1日から、履行開始移行開始が予定される支出項目について、令和3年度中に契約が必要となるため、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

内容につきましては、資料記載のとおり、電算処理システム賃貸借保守契約ほか合計7件で、それぞれ記載の金額とするものでございます。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第16号令和3年度網走市水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、議案第17号令和3年度網走市簡易水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○木村篤史上水道課長 議案資料52ページ、資料5号を御覧いただきたいと思えます。

議案第17号令和3年度網走市簡易水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

補正の理由につきましては、令和4年4月1日から履行が必要となる契約について、令和3年度中に契約事務等を取り進める必要があることから、その経費について債務負担行為の補正をするものでございます。

内容につきましては資料記載のとおりでございます。賠償責任保険に係る契約1件で、総額5万4,000円とするものでございます。

以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第17号令和3年度網走市簡易水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、議案第18号令和3年度網走市下水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○中村昭彦下水道課長 議案資料53ページ、資料6号を御覧願います。

議案第18号令和3年度網走市下水道会計の債務負担行為に関する補正予算につきまして御説明いたします。

令和4年4月1日から履行開始が予定されております4件の事項につきまして、令和3年度中に契約事務を取り進める必要があることから、その経費について債務負担行為の追加をするものでございます。

債務負担行為の設定の内容及び限度額につきましては、土地賃貸借契約ほか3件、記載のとおりで、総額37万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第18号令和3年度網走市下水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それでは、ここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後1時19分休憩

午後1時19分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

次に、要請について審査いたします。

まず初めに、日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思えます。

○村椿敏章委員 私たちは、これまでも日本国憲法を尊重するということが、擁護をするということも含めてですね、やってきておりますが、今回のこの要請については採択すべきと考えております。今、ロシアのウクライナ侵攻も含めて、平和は軍事ではなく話し合いで進めていく必要がある。そして、この日本国憲法こそが、この平和に資するものだと考えておりますので、これは採択すべきと考えます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○古田純也委員 中身も見させていただけました。いろいろとやっぱり思想の違い、考え方もありますので、ここはまた採択し兼ねる部分がありますので継続で。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○永本浩子委員 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請書ですけれども、公明党といたしましては、戦後の平和国家としての基礎になったということで、日本国憲法は高く評価しております。そこにやっぱり時代的に、進展に伴う新しい考え方や価値感を憲法に加えるべきと今、加憲という考えで今取り組んでおります。今回のこの要請書は、最初から、憲法改正を改悪と決めつけていることには賛同はできません。具体的なこの改正の必要性や、テーマ等をしっかり議論していくことが大切と考えますので、不採択とさせていただきます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。ただいま採択、継続、不採択と、意見の一致を見ておりませんが、これに関しては継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

ここで理事者退室のため暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時24分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

次に、コロナ禍による米の需給改善と、米価下落の対策を求める意見書提出についての要請を審査いたします。

この要請は令和3年12月9日に当委員会に付託されましたが、継続審査となっております。

申し合わせ事項において、要請の受理があつて2回の定例会が経過しても結審に至らない当該案件は、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審しなかった場合は、審議未了、廃案すべきものと決定されます。

そのため、継続審査という結果はございませんので、採択もしくは不採択のどちらかで発言願いたいと思います。

この要請について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 前回私たちは採択すべきということで、そこについては全く変わらないです。

やはり米の価格がぐっと下がってきていて、お米農家が大変で、そしてこの後、再生産できないような形になってくる可能性もあるわけですから、今の日本の農業の自給率を上げていくためにも、何としても、こういう対策をしていくべきだと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 基本的には採択しなければいけないのだろうなというふうに思っております。

米に限らずですね、白物と最近言われるようなんですけれども、牛乳だとか、あとでん粉だとかですね、麦だとか、加工すると白くなるもの、製品そのものが白いものですね、そういったもの下落というのが、このコロナ禍の影響も含めてですね、大変大きくて、米はその筆頭の一つなのだと思いますけれども、対処していかなければいけない状況があるのだと思います。

中身全部をそのままというわけにはいかない部分もあるかもしれませんが、文言整理してでもちゃんと対応は求めていく必要は私はあると思っておりますので、採択ということで考えたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 このお米の問題、本当に現実は大変厳しい状況であることは認識しているところであります。そういった内容を受けて、ここにも、文書の中にもありますけれども、供給、需要拡大支援事業の拡充を求めて、公明党といたしましても訴えて、15万トン特別枠として、長期保管料や販売促進費を支援することをと提案したり、持続化補助金の農業版の創設も訴えているところです。

ただ、大変だから国が買い上げていくというだけでは、根本的にやっぱり解決にはならないと私は考えます。一番の原因はやっぱり国民の皆さんのお米離れというか、小麦を使ったパン食のほうに、かなり移行していることが一番大きな原因なのではないかと思っております。

そういったことで、農水省も、政府の備蓄米を学校給食や子供食堂、子供宅食向けに提供もしていますので、そういった対策をとりながら、ほかの作物に切り替えるための補助金もかなりの高額を出していますので、抜本的な解決をするためには、買い取るということだけではなくて、きちんとそういった手を打っていくことが大事だと思います。

そしてこのミニマムアクセス……静かにしてもらえますか。（傍聴議員と話していた、栗田委員に向かって）

ミニマムアクセス米に関しても、前回は言いましたけれども、これは日本が、日本のお米を守るために、ほかの外国米が入ってこないように、かなり高い関税をかけていたことが問題となって、その代わりに一定量を輸入しなければいけない形になったも

ので、これを日本が勝手にやめられるものではなく、国際的な、やっぱりもう一度決めごとを決めていかなければいけないことでもあります。もともとは、この米農家を守るためのもので、このミニマムアクセス米の輸入をなくすると、今度、安い外国米が入ってきて、本当に日本米が、それによって駄目になってしまうということも十分に考えられますので、この要請に関しては不採択をお願いします。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○立崎聡一委員 今回、採択か不採択ということなので、結論から申しますと不採択でお願いしたいなというふうに思います。

同じ農業者として気持ちは十分わかりますし、先ほど平賀委員のほうからもありました物価の上昇の関係についても、その白物という言い方がどうなのかちょっとわからないのですけれども、あるのかなというふうに思います。ただ、ここ毎年のように言われていることなのですけれども、やはり国によって守られている部分というのは私たちにはあると思います。先ほど永本委員のほうからもお話もありました、ミニマムアクセス米の関係なのですけれども、そこはやはり、日本の立場だけでは決められないということもございます。

ですから、そういうことも踏まえながら考えていきますと、米の値段というのですかこれ、米価下落というのを防ぎたいというか、下げてほしくはない、上げてほしいという気持ちはわかります。

ただ、需要と供給のバランスですから、その辺、やはり過剰になっているというのは、事実でもあります。

昨日の農業新聞のほうにも書かれておりましたし、転作など麦、大豆、増加しているということでございます。農業者の皆さんも、それぞれいろんな意味で努力もしなければならぬというのがあるかと思しますので、ここは不採択ということでお願いいたします。

これは会派の意見とさせていただきます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○山田庫司郎委員 気持ちはわかるという御意見もありましたけれども、もともと米が過剰生産をされているのかどうか、そこもきちんと議論しなければ私はないと思うのです。

コロナによって消費が減ったからということも一つの原因なのか、立崎委員も言われていましたけれども、米を多く消費を考えたときに作り過ぎている

のなら、これは大変厳しいことですが、やっぱり生産調整していかなければならないと私も思います。何に転作をしていくかも含めて、そこは考えていかなければならないのですが、この中身としては2021年に作った米が余っていますと、それで価格が下がっているから何とかやっぱりしてくださいという要請なのです。

ですから、主食として米を日本国は守ってきたと。補助を出しながらも守ってきた経過があるので。ここにもあるように、やはり私は作らせた経過の中で、米が消費で余ったから、それはあなたたちやむを得ないですねということが本当にいいのかどうか、主食としてね。

そして自給率の問題も一つありますけれども、本当は自給率を上げていくべきですから、外国から多く、生産できるのなら、輸入しないほうがいいのですが、ここにあるようにやっぱり、いろんなことで調整をしていかなければならないということも、一国だけで勝手は言えない状況も一つ私も理解します。ただ、この中で、平賀委員も言っていましたけれども、全ての項目が駄目だということには私はならないと思いますから、今のやっぱり農家、米生産者含めて大変な状況にあるということをもし理解をするなら、文言整理もしながら、ぜひ採択、できればしていただきたいなというふうに私は思います。

○小田部照委員長 ただいま採択、不採択と、それぞれの委員の御意見示されましたが、ここで意見の一致は見えておりませんが、委員間同士で議論なされますか。

いかがでしょうか。

○立崎聡一委員 必要はないかと思えますけれども。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○山田庫司郎委員 副委員長の立場で大変あれですが、やっぱり委員間でちょっと議論したほうがいいと思います。平行線をたどっているわけで私はないと思いますよ。ちょっともう少し議論したほうが、項目の整理もし必要ならば。

全く過剰米に対して補助をするべきではないというふうにみんなが思っているのか、本当に過剰米を生んだのはどういう政策の中で生まれてきたのか、コロナだけが原因だったのかも、私は議論すべきだと思うのですよ。

○小田部照委員長 今の山田委員の意見に対して、不採択であるお二方おりますが、いかがでしょう

か。

○立崎聡一委員 過剰米については、コロナばかりが原因ではないというふうに思います。やはり人口減少というのは大きな問題だなというふうに思います。分母が減ればやっぱり食べる量も減るといのは必然的なものかなというふうに思います。

それから、メディアを信じるばかりがあればいいのかどうかちょっとわからないのですけれども、昨日の農業新聞の話の中で、飼料米のほうに転換されている部分が、今年度からあるというふうに、新聞を読む限りでは載っておりますので、そういうことも考えますと、ただ単に、価格は下がるのです。やっぱり飼料米にすればどうしても。

ただ、自給率というお話が先ほど山田委員のほうから、おありだったので、自給率を考えると、これは米だけではなくて、輸入飼料作物等もやはり、かなり依存しているというのは、それはもう事実なので、その部分も全体で考えていかなければならないという話になると思います、僕は。米の値段だけでという話にはならなくて、米の生産だけ、米のことだけでというふうにならないのだろうなというふうに考えます。

そんなことをいろいろと踏まえまして、やはりここは、要請については不採択でお願いしたいなというふうに思います。

○小田部照委員長 確認いたしますが、立崎委員の意見としては、この要請に関しては、文言整理などもなしで不採択ということで理解させていただきませう。

ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 私も現状大変厳しいことはもちろんわかっておりますので、いろんな提案もさせていただいているところであります。

ただ、この意見書に関しては、まず前提として、過剰在庫を政府が買い入れるということがまずあって、その買い入れたお米を、生活困窮者とか学生などへの食糧支援で活用するということになっていまして、今まででも何回も買い入れということでやってきた中で、それがやはり根本的な解決には結びついていないということがあるので、やっぱりそういう解決策ではないのではないかなと。今、立崎委員も人口減少、もちろん食べる人口が減ってきているわけですから、消費されるものも減る、そして今回はコロナ禍で、インバウンドに対するいろんなホテルとか、そういったところで使われるものも少なく

なったということが重なってきているのありますし、私としては主食であったお米、御飯から、やはりパン、スパゲッティ、パスタとかそういったところに、国民の嗜好が大きく移っていったところと、国民の嗜好が大きくなっているところと、このミニマムアクセス米も過去に、日本のお米を守るために外国米には800%というような考えられないような関税をかけていたことが問題になって、国際社会から日本が責められて、それでも日本のお米を守るためということで、輸入米を一定量輸入することで決着がついた、その輸入米も食用にすると、安いお米が出回ると日本のお米農家が困るので、主食用には回さないという、本当に二重三重に国としてはお米農家の方たちを守ってきたのではないかと考えております。

ただ、そういったところに対して、備蓄米を学校給食とか、子供食堂とか子供宅食とかそういったところに、政府も回しながら手も打っているということですので、まず、困ったら全部国が買い入れる、全部税金を使って買い入れるわけなので、そういう対策だけをやっていると、本当に根本的に解決には結びつかないのと、このミニマムアクセス米も過去に、日本のお米を守るために外国米には800%というような考えられないような関税をかけていたことが問題になって、国際社会から日本が責められて、それでも日本のお米を守るためということで、輸入米を一定量輸入することで決着がついた、その輸入米も食用にすると、安いお米が出回ると日本のお米農家が困るので、主食用には回さないという、本当に二重三重に国としてはお米農家の方たちを守ってきたのではないかと考えております。

ただ、このミニマムアクセス米も中止するかということが書かれてありますけれども、根本的に日本側からだけの言い分で中止できるものではないということと考えますと、文言整理をしてもなかなか厳しいと思いますので、やはり不採択でお願いしたいと思います。

○山田庫司郎委員 先ほども言いました、例えば3番目は、ミニマムの関係は私も理解するところがありますから、外すのなら外しても私はいいと思います。

ただ、先ほども言ったように、米がずっと古古米、古米も含めて、ずっと余ってきている状況が今人口減少の話もされましたけれども、そうしたら政策としてきちんとやっぱり農政を司らなければ駄目なのです、国がね、本当は。好き勝手作らせていいのかという部分もございまして、ぜひ農業新聞にもあったように麦に転作していただく、麦はもう輸入に頼らないとできませんから、これから中国やいろんな大国が輸入しだす、日本に入ってこなくなりませう。そういう危惧もあるわけで、なるべく自国で麦も生産していくという方針も持ったり、いろんなことを農業政策の中でやっていくべきなのです。

それで、これからの問題がそこで議論していか

ければならないとももちろん思いますし、ぜひ国にもしっかりここは関わっていただいてね、対策含めてしていかなければならないというふうに思うのですが、先ほど言ったように、既に作らせておいて余りました、単純に買うわけにはいきません、他のものもいろいろあります、確かにそうでしょう。ただ私は、日本国は米が主食だから補助を厚くして守ってきたという経過が、歴史経過が私はあると思っていますから、ここはやっぱり作ったものを過剰米としてやっぱり私は、政府がある程度の考え方を持って買って、それをやっぱり使っていく、飼料米も一つあるかもしれません。酒米すら今売れないので、おにぎりにしようかという話まで出てきているわけですから、今後は米が幾ら必要なのかということをおね、きちんと政策の中で、国がやっぱり方向出さなきゃ駄目だと私は思いますよ。農家がいるから大変だと思いますけれども、これは全てのものに言えてくるのだというふうに思うので、ぜひね、これは1、2、3ありますけれども、今現実に作らせておいて困った、そういう人たちがいるという部分を、私はやっぱり補償して拾うべきだというふうに思うので、この要請は私は採択すべきだという考え方です。

これがもう平行線で行くならやむを得ませんけれども、私の考え方として、やっぱり政府がしっかりやってこなかったツケが今出ているのだと、私は。コロナの影響も大きいですがね。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○村椿敏章委員 私も今の山田委員の考えに賛同します。

そして今政情が、ウクライナにね、軍隊が行って、そこで小麦がたくさん作られている中で、小麦も入ってこなくなる。日本の食糧をどう守って、食糧をどう確保していくかというところでいったら、非常に心配な部分があると思うのですよね。今ちゃんとお米を作れる状況まで過剰になるくらい作れるような状況にしておいて、そして、あとは市場任せというのは本当に無責任なやり方だと思います。

ですから、私もミニマムアクセス米のところはなくさないで本当は採択したいところですが、例えば、この部分だけはなくして採択とかということも考えていったらいいのではないのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○栗田政男委員 徐々に委員間討論で、皆さんの意

見を聞いていてもっともだなど。双方とももっともだなどというふうに思います。

当市においては、お米を作っている農家は多分ないと思います。身近なところで言いますと、大空町ぐらいに一部、ほぼほぼなくなってきていますから。ただ、これからの北海道を考えたときに、北海道が最大のお米の生産地に、これは温暖化の影響でなりつつあるということですから、特に札幌周辺、道央圏のほうは、お米がいろんなことで転換作物というか、今までの作り方ではなくて、中には直播きのほうも、岩見沢のほうでは進んでいるということです。ということは大量に収穫ができるということなので、この部分については、私たちも真剣に知識と情報といろいろなものを共有しながら、考えていく大切な部分ではないかなと思います。

いつも不思議に思っているのは、お米が余ってしまっている、でも全世界には飢餓で苦しんで、1日に多くの子供たちが死んでいるのにお米を食べさせてあげれば生きられるのになど、僕はいつも思うのですよね。国が買ったものは余らせて倉庫に積んでおいて、最終的にどうするのだろうと。酸化もしていくでしようし、傷んでもいくのですから、古くなるとは最終的には廃棄になるのでしょうか。そんなことするよりも、困っている国にあげて、しっかりと食糧で命を長らえてもらうための一助になるような政策をやっぱり国全体で考えていく。そういうことも、今そういう時期に来ているのかなという気がします。

端的に経営サイドでいうと、お米というのは大規模な人は別にして、あんまりもうかってないようで、手間の割にあんまり、これは立崎さんのほうが専門なのでしょうけれども、だから本当にあんまりやりたがらないというか大変な作物ではないかなと思います。皆さんが言われたように主食であるということは、自給率の部分からいうと本当に大切な部分ですから、その議論を今日できたというのは非常に有益だなというふうに思います。

ただ、日本の農業はすごく弱い体質で、皆さん作物、作物と簡単に言いますが、今、当市においての農業も化成肥料は100%を輸入に頼っています。ほぼほぼ中国から、今一番困っているのは排気ガスを浄化するアドブルー、尿素、肥料の原料の一種なのですが、窒素系の肥料なのですが、枯渇しています。簡単に手に入らない状況で、高騰も、倍以上になっているという今状況が生まれています。そ

れだけ要するに弱い体質なのです。中国が一声で止めてしまうと日本の農業もストップしてしまうという弱い体質ということもやっぱり皆さんで議論する必要もあるのかなという気がします。

そんなことも鑑みながら、僕は今回のあれについては、その内容については、やっぱりそういう思いというのを酌んであげるべきではないかと思いません。ただ、なじまないところ、皆さんがここは違うなという部分は整理をしながら、できる限り採択すべきだという私も考えがあるので、議論できたことは有益なことで皆さんの考えを聞かせていただいたということが有益だったということと、なおかつ、もっと農業のことを勉強してください。してもらった上でしっかりと議論していきたいと思えます。

○小田部照委員長 それではですね、各委員種々委員間討論を含めてですね、議論していただきました。

この件に関してはですね、意見の一致を見なく、平行線のままということで理解してよろしかったでしょうか。

それではお諮りいたします。

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書提出についての要請については、意見の一致を見なかったため、審議未了、廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、ウイグル等の人権問題に対し、国に調査を求める意見書提出についての要請について審査いたします。

この要請も令和3年12月9日に当委員会に付託されましたが、継続審査となっております。

申し合わせ事項において、要請の受理があつて、2回の定例会が経過しても結審に至らない当該案件は、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審しなかった場合は、審議未了、廃案すべきものと決定されます。

そのため、継続審査という結果はございませんので、採択もしくは不採択のどちらかの発言を求めます。

この要請について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思えます。

○古田純也委員 この件に関しても12月に私の会派

としては、採択で、早急に調査すべきだという意見をしました。その後ですね、この日本ウイグル協会の方ともお話しして、実際報道なんかでは知られない部分も改めて知ることができました。各地方の議員でも多数採択されているようなので、もう一度、この件に関しましては採択をお願いします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 私も日本ウイグル協会の方とオンラインで意見交換をさせていただきましたけれども、事態は非常に深刻だと思いました。

今ウクライナとロシアのことが毎日テレビで映像として見えるので、もうみんな大変だと、何とかしてあげたいと思いが世界中から募っているところなのですけれども、この新疆ウイグル自治区に関しては、本当に情報が閉じられているとか隠されているところが非常に多くて、今回の北京オリンピックでも、そういったことから、主要国の首脳等が参加しないということもありましたけれども、やはり実態がまだまだ明らかにはなっていないというところが新疆ウイグル自治区に関しては一番問題なのだと思いますので、まずは実態の調査は急務だと私は思っておりますので、この要請は採択すべきだと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 新疆ウイグル自治区で行っている、その人権侵害、これをやめさせたいというところがあります。やっぱり実情をわかっていないというのが現状ですから、まずはそこを調査して、そして所属政党に関わらないでね、超党派でこの声を上げていく、これが大切なのだろうなと思っておりますので、私たちの会派としても採択ということで。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○山田庫司郎委員 皆さんの、今のウイルスの状況を含めて、私たちは本当に手元に資料がありません。中国のほうもですね、なかなか明らかにしませんし、閉会式のときにはウイグル人を逆に、子供たちを出したりいろんなことがあるのかもしれませんが、やっぱり実態を知りたいという気持ちはもちろんございません。ただ、私は感情的に話す気はありませんが、前回も言わせていただいたように、要請が何かわかりませんが、ここの木下さん、阿部さんから出ているやつですね、このくだりを読むと、非常に私は腹立たしいところがございまして、中身的には理解をさせていただきたいのですが、ちょっと読ませても

らいます。

参考までにとということで、当本部としてですね、「与党会派の協議会で採択された意見書が提出されると、国会野党につけ入るスキを与えることになることから意見書ではなく議会の意思表示としての決議案で対応していただきたいとのこと」ですということで、連絡文書なのかもしれませんが、いろんな中でこういう思惑がいろいろもしあるのなら、私は非常に、せっかくい形が出てきているものもおかしくなるような気がします。ですから、ずるい言い方ですが、ぜひ調査はするべきかというふうに思いますが、この文章を読む中で、私としてはちょっと賛成しかねる部分がございます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 意見書採択のお願いの内容自体は私も理解できる場所もありますし、心配している点も正直あります。

今、山田委員からあったとおりのものも、ものすごく気になっていて、この問題がですね、国内の政治の何かよくわからないことに利用されているような気がしてならないですよね。私はそういうところに、現状でくみするべきではないと思っているものですから、これについては、正直、採択も不採択も判断できないのです。本当は、正直に。何か別の次元でパワーゲームに踊らされたくないというのが正直なところなのです。それでもなお判断しなければいけないということであれば、そういったパワーゲームに私は踊らされたくないの、不採択しかないという判断にならざるを得ないと思います。中身自体は別に大きく反対するわけではないのですけれども、そういったが心境でございます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○栗田政男委員 私は政令指定都市に入ったことがないのでわからないのですが、こういう議連があるのですね。本当にいろいろ言われた、山田さん、平賀さんが言われたように、この文章はおかしいですよ。非常に上から目線というのと、何でここに党が出てくるのかが不思議ですし、与党だとか何とかって、何なのかなと。意味不明なところがあるのは事実です。書いている内容について皆さんと同じように必要なことが必要としてやるべきではないかと思いますが、現実問題として、中国が簡単に情報を送るわけではないでしょうし、今の戦争と同じようなことが、逆に今のロシアに中国はどちらかという賛成の方向で動いているというのが、今、世界の状

況ですから、非常に難しいのかなと思います、そういう要望、そういう思いというのは、どういう形にしても、形にしておくのが大事なのかなと思いますが、僕はやっぱりどっちの立場でもないですけども、何でここに党が出たり、与党会派でね、こういう書き方をされたものを、なかなか受け入れてくれというのも失礼な話で、もうちょっと書き方があるのではないかというのと、どうもこの政令都市議連というのは上から目線過ぎるなというような気がしてなりません。

僕はだから皆さんに従いたいと思いますが、整理をして採択するのであれば、それに賛成をしたいと思います。

○小田部照委員長 ただいま、それぞれの委員の御意見を頂きました。採択、不採択と、それぞれ意見の一致を見なかったわけですが、今栗田委員のほうから、一部文言整理のお話がありましたが、これについて山田委員いかがですか。

○山田庫司郎委員 先ほども言ったように文言整理の問題ではないのです。そういうことです。

○永本浩子委員 文言整理というよりは、今回ロシアとウクライナに対する決議文を出したように、網走市議会として、ウイグル自治区のこの人権問題に対する調査を早急に要求するという、そういう意見書をつくって出すのが一番いいのではないかと思います。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 02 分 再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

○平賀貴幸委員 先ほど永本委員のほうからも御意見がありましたけれども、まず、この一連の流れの中で、この課題について議論をするのは正直難しいということですので、ここは申し訳ないのですけれども、意見の一致は見えないというふうに思います。

また、別途こういう問題が議会として何らかの形で検討する必要があるのであれば、それはそれで後日ですね、また、必要であるという方がまた提起していただいて、議論するということになればいいのかなと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

ウイグル等の人権問題に対し、国に調査を求める

意見書提出についての要請については、意見の一致を見なかったため、審議未了、廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、北海道農業の基幹作物でん菜の生産を守ることを求める意見書提出についての要請について審査いたします。

この要請も令和3年12月9日に当委員会に付託されましたが、継続審査となっております。

申し合わせ事項において、要請の受理があつて2回の定例会が経過しても結審に至らない当該案件は、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審しなかった場合は、審議未了、廃案すべきものと決定されます。

そのため継続審査という結果はございませんので、採択もしくは不採択のどちらかの発言をお願いします。

この要請について、委員の皆様のお意見をお示しいただきたいと思ひます。

○村椿敏章委員 先ほどのお米の件とダブるのですけれども、やはり日本の食糧を自国で作ると。食糧をね、輸入に頼らないで。そういう流れにしていけないと、今は大変なことになると思ひます。この輸入調整金制度というのがあることで、今のてん菜、農家の方たちが助かっているかもしれませんが、それだけではなくてね、助かっているということだけではなくて、作っていく農家の人たちを支えるのと、そして消費者も食糧で支えられる、そういう関係づくりをするためには、やっぱりここも採択していったほうが私はいいと思ひます。採択で。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○立崎聡一委員 前回継続というお話をさせていただきました。採択か不採択かというお話なので、結果から申しますと不採択でございます。

64万トンの枠を撤廃というふうにありますけれども、昨年末までにまだ64万トン維持しております、きちんと。国のほうは。

それから、今後、やはりコロナだけではなくて、先ほどの米のときと同じことになると思ひますけれども、やはり、人口減少によって、砂糖を消費する量も、個人的に考えても何となく減っているのだらうなというのわかります。米というのはまだ主食なのでまだいいのですけれども、砂糖となります

と、なかなか……僕の体型を見てもらってもわかるとおり、こんなのになってしまうとちょっと厳しいものがあるので、なかなか消費してくださいというの言いづらい。それは正直、いろんなところで出てくる話でございます。

それは余談といたしましても、実際問題といたしまして、64万トン、面積ですとかそういう枠を組むのではなくて、64万トンということで国のほうも枠を組んできております。農業に関していえば、天候などに左右され、その年々、毎年毎年によって出来高というのは変わってきます。ここは何とも言えず、何とも言えずというか何ともしがたいところであつて、たまたま昨年に関して言えば、全国的に見ますと豊作だったというだけの話でございますので、単年度だけの話を見据えての話にはならない、今後、そういう年が続くのであれば、またそれはそれで考えていかなければならないです。

それともう一つ、64万トンになり、超えているという事実はあります。ただ64万トンの枠をという、増えて、超えた分を何とかしろという話になっていくのかなというふうには思ひますけれども、今年度からまた政策が変わりました。正直言つて。僕らも経営を組み立てるときに営農計画を立てます。その中で、いろんなほかの作物に、所得を考えてほかの作物でも、それに見合うそれ以上に取れるもの、各それぞれの努力によってやっぱり違うのですよね、単位面積当たりの収量、収量というのかな。もちろんそれは条件がいろいろあると思ひますけれども、そこら辺はやはり皆さんそれぞれが努力して取っていくものだというふうに思っておりますので、64万トンの枠をというの、先ほどの米でも申し上げたとおり、守られている部分はあります、確かに。ただ、一定以上の国からの保護というのが、もっとくれ、もっとくれというのはいかがなものかなというのがありますので、いろんな意味を含めまして、これは不採択したいなというふうに、うちの会派ではと思ひます。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 私もちよつとこのてん菜のことでよくわからない部分もあつたので、前回でも言ひましたけれども、地元の農家さんにも聞いてみました。例えば64万トンの枠の撤廃となると、一見いいようなのだけれども、どんどんみんなが作り出すと、今本当に甘さ控え目というのが、本当にお米で

はないですけれども、国民の嗜好としても定着していて、そして人口減少が重なり、今回のコロナ等で海外からの観光客等も減っている中では、本当に需要が減っていったら、そうすると今度は、価格が下がると利益が本当に上がらなくなるということで、それだったら64万トンまで国が補償してくれるわけだから、そのほうがいいのかもしいかなという、そういうお声も頂きました。

また、砂糖の輸入を減らして、国産砂糖を守る政策に転換することが必要だというふうを書いてあるわけなのですけれども、この輸入する砂糖に調整金をかけて、その調整金を財源として、国内の生産者、製糖事業者等に交付金を補填しているわけで、その輸入を減らすと、今度国内の生産者等に補填する金額もなくなってしまうということで、今も結構な赤字を抱えているようなのですけれども、こういったやり方では解決しないのではないかなという、私がいろいろお聞きした農業者の方も、やはり農業基本計画は抜本的にちょっと、これからの時代を考えて、てん菜のことだけではなくて、全体をもう1回きちんと見直さなければいけないのではないかなという御意見もお聞きしましたので、私としましてはこのてん菜の要請に関しては不採択ということをお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 正直言ってなかなか迷う部分があるのですよね。基本的には採択しながら守らなければいけないのだらうなという意識を持っていますが、一方で中身をもう一度改めて読んでいくと、先ほど64万トンは維持されるべきなのだという発言がお二方からあったのですけれども、そこを削減する動きが強まっているのだという書き方が中段のほうにあります。意見書(案)のほうですね。これ自体はやっぱり問題なのだらうなというふうには率直に思うので、もし、文言整理ができるのだったら、この部分を意見書にして出せばいいのではないかなというふうに感じたところですけども、そういうことでは駄目なのですかね。

○立崎聡一委員 今、文言整理ということによろしかったと思うのですけれども、基本的に文言整理云々ではなくて、64万トン、例えば下がるとか撤廃されるとか、いろいろあるのですけれども、やはり全体を見て考えた農業情勢というのをしていただきたいというのが根本にはあります。米のときもそうなのですけども、この64万トンだけにこだわ

て、そこにだけ焦点を当ててというふうになると、またいろんな意味で、ほかのことに關してこういった形のもが出てきたときに、かなり不具合が生じるのではないかなというふうに思います。いろんなことを総合的に考えた上で、今回のものも不採択で、文言整理というのはちょっと理解できないなと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○栗田政男委員 農業者の方がね、そういう意見なので、ああ、さすがだなというふうに聞いていました。

砂糖は米と違って、少し長持ちするのかなと私は認識を持っているのだけれども、それも限度があるのでしょうか。ただ最近スイーツブームで、僕も甘いものが大好きになってしまって、各コンビニの新製品が出ると全部買うことにしていますけれども、逆にコロナ禍で少しそういうのが増えたのかなと思うのですが、永本さんがおっしゃったように、健康の上からは過剰摂取はよくないという部分も何となくわかるような気がします。

根本は、日本の農業というのはやっぱりある程度国がしっかり守っていかないとできない状況になってしまったということなのですね。自由経済に任せて、企業という観点から自由なことを自分たちで市場をやっていくというのは、やっぱりこの食料に關して、特に北海道農業の大型化に關しては、なかなか難しいのかなという気がします。その上の枠というもののなかで、ここで一つの考えていて欲しいのは、当市の近郊には製糖工場は2か所、近隣の町にあります。それがすごい網走に於ける雇用も冬季間の雇用もしてくれていますし、非常にいい経済効果をもたらしてくれている大切な産業であると。残念ながら製紙工場は釧路も、江別も閉鎖になります。これはすごくあそこで働いている人たちの雇用という部分で、北海道全体の経済の大きなダメージ、釧路はもう既にも完全に撤退をしていますから。しょっちゅう私はある仕事で行っていますけれども、すごく衰退しています。そういう意味からするとね、砂糖の問題でこうやって上がっているのですが、ああいう大規模の製糖工場を含めた、いろんな経済の効果を考えたときにやはり守っていくという原則は必要であらうかと。その輸入がよくないのかなんとかという話はね、正直僕にはわかりませんが、やはり、地元の農家さんたちが一生懸命作っ

てもうけてもらうことが、町の発展につながるのだ
と思うので、基本的には僕は立崎さんの意見に賛成
をしたいと思います。

○小田部照委員長 それぞれ委員から御意見頂きま
したが、意見の一致を見ていない現状であります。

それではお諮りいたします。

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを
求める意見書提出についての要請については、意見
の一致を見なかったため、審議未了、廃案すべきも
のとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、採択の案件はありませんでしたので、
これをもちまして総務経済委員会を終了いたしま
す。

大変お疲れさまでした。

午後2時17分閉会
